

公開買付代理ならびに事務取扱契約書

東京海上ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「乙」という。）とは、金融商品取引法（以下「法」という。）第 27 条の 22 の 2 以下に定める発行者による上場株券等の公開買付けの方法による甲の株券の買付け（以下「本公開買付け」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（公開買付けの内容）

甲は、以下の各号に掲げる基本条件により、甲の普通株式の株券（以下「本株券」という。）について本公開買付けを行う。

① 買付予定数：24,904,100 株

ただし、甲の株主から応募を受けた本株券（以下「応募株券」という。）の数の合計が買付予定数を超えないときは、応募株券の全部の買付けを行う。

また、応募株券の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、その場合、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項および「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第 21 条に規定する按分比例方式に従い計算された株券の数を買付ける。

② 買付価格：

1 株につき 5,220 円

ただし、甲が買付価格を変更する場合は、甲および乙は適用法令および甲が法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 3 第 2 項に従い作成する本公開買付けに関する公開買付届出書に記載された諸条件（その訂正分を含み、以下「公開買付届出書」という。）に従い買付価格の変更に関する必要な手続をなすものとする。

③ 公開買付けの期間：

2025 年 11 月 20 日から 2025 年 12 月 18 日まで（以下「公開買付期間」という。

ただし、公開買付期間は適用法令に従い延長されることがある。かかる期間の末日を、以下「公開買付期間の末日」という。）

④ 公開買付けの決済の開始日：

2026 年 1 月 15 日（以下「決済の開始日」という。）

甲は、決済の開始日を遅延させる場合には、事前に乙と協議する。

⑤ その他の条件：

本公開買付けは、適用法令および公開買付届出書に記載された諸条件（本契約に定められた条件を含む。）に従い実施されるものとする。

第 2 条（公開買付けの代理および公開買付事務の委託）

甲は、乙に対し、適用法令および本契約の定めに従い、甲を代理して本株券の買付けを行うことおよび法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 4 項に定める事務その他本公開買付けにかかる業務を行うこと（以下「本委託業務」と総称する。）を委託し、乙はこれを受託する。

第 3 条（本委託業務の内容）

本委託業務の内容は、以下のとおりとする。

- ① 甲が法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 9 に従い作成する本公開買付けに関する公開買付説明書（その訂正分を含み、以下「公開買付説明

- 書」という。)を本公開買付けに応募しようとする甲の株主(以下「応募株主」という。)に対し交付すること。
- ② 応募株主による本公開買付けに対する本株券の応募を受け、本公開買付けに関連して応募株主が乙に交付する書類を受領すること。
 - ③ 応募株券を乙に設定された応募株主名義の口座に記録すること。
 - ④ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 12 に従い、応募株主による公開買付けにかかる契約の解除を受け、かかる応募株主の指示により、返還すべき応募株券を応募が行われた直前の記録に戻すこと。
 - ⑤ 本契約第 8 条に従い甲から預託された資金により、決済の開始日に、買付けることとなった応募株券の買付代金(適用法令上必要な場合は、源泉徴収税等を控除した金額)を応募株主へ支払うこと。
 - ⑥ 応募株券の数の合計が買付予定数を超えたときは、本契約第 1 条第①号に定める方法により買付ける株券の数を確定すること。
 - ⑦ 応募株券の買付けが行われない場合に、返還すべき応募株券を応募が行われた直前の記録に戻すこと。
 - ⑧ 決済の開始日後速やかに、甲が買付けることとなった応募株券を甲または甲の指定する者の権利として乙に設定された甲または甲の指定する者名義の口座に記録すること。
 - ⑨ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 5 項および金融商品取引法施行令第 14 条の 3 の 3 第 5 項に従い、公開買付期間の終了後遅滞なく、各応募株主からの応募株券の買付け等に関する通知書を作成し、各応募株主に送付すること。
 - ⑩ 甲が公開買付期間の末日の翌営業日に本公開買付けに関する公開買付報告書(以下「公開買付報告書」という。)を関東財務局長に提出することができるよう、甲による公開買付報告書の作成を補佐すること。
 - ⑪ 前各号に定めるほか、随時、本公開買付けを実施するために適切であるとして甲乙間で合意する業務を行うこと。
 - ⑫ 前各号に定めるほか、本委託業務に関連して、適用法令ならびに関係する金融商品取引所および日本証券業協会の諸規則に定めるところにより乙が行うことを必要とされる行為をなすこと。

第 4 条 (甲の表明および約束)

甲は、乙に対し、以下の事項を表明し、約束する。

- ① 本公開買付けが、適用法令に違反していないこと。
- ② 甲の費用負担において、公開買付届出書および公開買付報告書その他適用法令により作成を義務づけられる書類およびこれらの添付書類(法令上要求される場合か否かを問わず、また、これらの書類の訂正分を含む。)を作成して、これを関東財務局長に提出し、かつ、公開買付説明書および公告文(法令上要求される場合か否かを問わず、また、これらの書類の訂正分を含む。)を作成して、乙が合理的に要請する部数を乙に交付すること。
- ③ 本公開買付けの公開買付期間その他の買付条件等を変更し、または決済の開始日を変更する場合には、乙と協議のうえ、甲が適用法令に従って必要な一切の手続を行うこと。
- ④ 前 2 号のほか、本公開買付けに関する適用法令を遵守して本公開買付けを行い、適用法令および金融商品取引所の諸規則に基づき必要とされる情報開示、書類の提出その他一切の手続を適時、適切に行うこと。
- ⑤ 本公開買付けの完了の如何にかかわらず、本条第②号に基づき甲が作成する公開

買付届出書、公開買付報告書、公開買付説明書、公告文およびその他の適用法令により作成を義務付けられる書類およびこれらの添付書類（法令上要求される場合か否かを問わず、また、これらの書類の訂正分を含む。）、本公開買付けに関して甲が作成するかまたは承認するプレス・リリースその他の発表資料ならびに本公開買付けに関して甲が乙に提供するその他の資料には、いずれも、重要な事項について虚偽の表示または記載がなく、表示または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要とされる事実の表示または記載が欠けていないこと。

- ⑥ 適用法令の定めるところに基づき、本公開買付けに関連して甲が行うべき取締役会の決議その他の社内手続を適法に行うこと。
- ⑦ 甲は、甲の株主情報またはこれを記載したリストもしくは記録したコンピュータファイル、その他甲の株主に関するあらゆる情報を自らまたはその株主名簿管理人から取得した場合、適用法令により認められる限り、直ちにそれを、乙に対して提供すること。
- ⑧ 乙が法人税法第 24 条に規定するみなし配当等に係る源泉徴収事務を確実に行うため、甲は乙に対し、1 株あたりの資本金等の額を乙の定める期限までに乙に対し所定の書面により通知すること。また、通知した内容に訂正が生じた場合には、速やかに訂正内容を乙に報告すること。
- ⑨ 甲および甲の役員（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 31 号イに定める役員をいう。以下同じ。）が、暴力団等の反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第 15 条に定める反社会的勢力をいう。以下同じ。）に該当せず、反社会的勢力が、甲の経営に関与している事実、または甲の経営に影響を及ぼすおそれのある状況は発生していないこと。また、甲および甲の役員が、反社会的勢力の維持・運営に協力もしくは関与し、または反社会的勢力との関係を有する事実はなく、今後行う予定がないこと。

第 5 条（乙の約束）

- 1. 乙は、甲に対し、本委託業務を、本契約の条項ならびに公開買付届出書および公開買付説明書の記載に従い、適用法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって遂行することを約束する。
- 2. 乙は、本契約の締結の前後を問わず、本委託業務の履行に際して個人情報の取扱いの委託を受けた場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および金融庁、日本証券業協会等の関係ガイドライン、指針等に従い、適切に当該個人情報を管理するものとする。乙は、かかる管理を条件として、本委託業務が終了した後も、適用法令により個人データを保管することが求められる場合、または、乙の業務上、合理的に必要と認められる理由に基づき個人データを保管する必要がある場合には、当該個人情報を保有し続けることができるものとする。

第 6 条（公開買付けの状況報告）

- 1. 乙は、公開買付期間を通じ適宜、本公開買付けに対する応募株主の応募の状況を甲に報告する。
- 2. 乙は、前項の報告のほか、本委託業務の遂行に関し甲が合理的な範囲で要請する事項について、速やかに甲に報告する。

第 7 条（甲による通知）

甲が本公開買付けの撤回もしくは買付条件等の変更をしようとするとき、適用法令上公開買付届出書、公開買付説明書もしくは公開買付開始公告の訂正を必要とする事由が発生

したとき、または本契約第4条に定める甲の表明および約束の違反もしくはそのおそれが判明したときは、甲は乙に対し速やかにこれを通知する。

第8条（買付資金の送金）

甲は、本公開買付けにより甲が買付ける本株券にかかる合計株式数に本契約第1条第②号に定める買付価格を乗じて得られる金額を、決済の開始日の前営業日までに、乙の指定する銀行口座に送金する。送金にかかる手数料等については甲の負担とする。

第9条（手数料）

甲は、乙が本契約第2条に基づき受託する業務の遂行に関する手数料として別途定める額およびこれに賦課される消費税等の額の合計額を、乙に対して支払う。

第10条（費用の払戻し）

甲は、乙に対し、本契約第9条に定める手数料のほか、本公開買付け実行の如何にかかわらず、乙が本公開買付けに関連して支出する以下の費用を、乙の請求により速やかに支払う。

- ① 応募株主への郵送費用
- ② 応募株主への応募株券の買付代金の送金費用
- ③ 乙が他の日本証券業協会員に支払った手数料相当額およびその消費税相当額の合計額
- ④ 乙が甲の依頼により支出するその他の費用

第11条（解除）

乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 甲が本契約の各条項（第4条第9号を除く。）に違反し、乙が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間中に是正がされない場合
- ② 第4条第9号に定める甲の表明または約束に反する事実が判明した場合。この場合、乙は何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

第12条（補償）

甲は、乙に対し、本公開買付けの実施、撤回等または完了の如何にかかわらず、（イ）公開買付届出書、公開買付説明書または本公開買付けに関連して甲が行った公告もしくはプレス・リリース中の重要な事項について虚偽の表示または記載があることもしくは表示または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要とされる事実の表示または記載が欠けていることにより乙が被りまたは負担した一切の損失、損害および費用ならびに（ロ）甲が本契約の条項もしくは適用法令に違反しまたはこれを遵守しなかったことにより乙が被りもしくは負担した一切の損失、損害および費用を補償するものとする。

第13条（訴訟等）

1. （イ）乙が前条に基づき自らが補償を受けることとなる事態の発生を認識したとき、または（ロ）本公開買付けに関連して乙に対し甲以外の者から訴訟もしくはその他の司法手続が開始されたときは、乙は、甲に対し速やかに書面により通知し、その対応について誠実に協議するものとする。ただし、乙が甲に対しかかる通知をしなかった場合にお

いても、かかる甲への通知の懈怠により乙が被った損失、損害および費用を除き、甲は前条または本条に基づく乙に対する債務を免除されない。

2. 甲は、乙の要請がある場合には、乙が防禦を行うために必要な協力（証拠資料の提供等を含むが、乙はその顧客に関する情報を甲に提供する義務を負うものではない。）を速やかに行うほか、かかる訴訟または司法手続に関連して乙が被りまたは負担した一切の損失、損害および費用（かかる防禦に関連した費用を含むが、これに限定されるものではない。）を補償する。ただし、かかる損失、損害または費用が乙の故意または過失により生じた場合は、この限りでない。

第14条（プレス・リリース使用許諾）

甲は、乙が本委託業務を行うために甲の本公開買付けに係るプレス・リリースを使用することを認めるものとする。

第15条（広告掲載許諾）

甲は、乙が新聞および雑誌等に乙の費用にて本公開買付けに乙が関与した旨を記載した広告を掲載することを認めるものとする。

第16条（分離条項）

本契約におけるいずれかの条項につき、特定の裁判管轄においてその有効性、合法性および執行力（以下「効力」という。）が否定された場合においても、かかる裁判管轄における当該条項以外の条項の効力ならびにかかる裁判管轄以外の裁判管轄における各条項の効力について影響はないものとする。

第17条（未規定事項）

本契約に定めなき事項および本契約の条項または内容の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決するよう努力する。

第18条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。*

第19条（管轄）

甲と乙の本契約に関する訴訟その他の法的手続については東京地方裁判所を専属裁判管轄とする。

上記契約の証として、本契約証書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2025年11月19日

甲 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 小池 昌洋



乙 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
取締役社長 小林 真



